

# 前期敦賀県の布達について

吉田 叡

## 一 はじめに

さきに廢藩置縣の後、ほどなく成立した足羽縣（越前国足羽・吉田・坂井・丹生・大野の五郡を所管）布達を中心に「足羽縣の行政組織について」<sup>(1)</sup>において行政機構とその施策の特徴をまとめてみたが、今回は足羽縣と同時期に行政縣として成立した敦賀縣の布達史料を紹介しながら、その特徴を明らかにしていきたい。

敦賀縣は云うまでもなく明治四年十一月、現在の福井縣域が福井縣（後の足羽縣）と敦賀縣（若狭國一円及び越前國今立・南条・敦賀の三郡を所管）とにわかれて成立したものである。明治六年一月足羽縣を合併して事実上現在の縣域の行政縣となった。ここで云う「前期敦賀縣」とは、當縣が足羽縣と合併後、明治九年七月石川縣・滋賀縣とに分属していく迄の敦賀縣と明治四年十一月の當縣成立から明治六年一月足羽縣合併までの行政縣を区別するために使用

した便宜上の呼称である。

この時期は明治政府が近代的國家として全國を統一するための行政組織の整備と諸改革が矢継ぎ早やに行われ、そのための布達が中央から地方へ奔流の如く出された時であった。しかし、地方組織は發足後日は浅く弱体で、中央布達が各縣に到着して各村々の末端に及ぶまでには、各縣の布達を含めてかなりの地域差がみうけられる。本稿では前期敦賀縣の布達状況を明らかにする中で、初期の地方行政組織の形成過程を具体的に探りたいと考えている。ここで使用した史料は岡本卯兵衛家（遠敷郡若狭町有田）所藏のいわゆる御觸書写をもとにしている。

## 二 布達（岡本家所藏）の概要

遠敷郡若狭町有田は嶺南のほぼ中央鳥羽川右岸の集落である。正

保郷帳によれば田方一、二〇七石余・畠方七六石余の農村地域で藩政時代小浜藩に属した。岡本家は幕末より明治にかけて有田村の庄屋・戸長をつとめた。明治初期の布達は岡本家所蔵の次の文書四冊に記載されており、布達数合計は三二二件にのぼっている。

表1 布達数

文書名	記載期間		布達件数	中央布達内数
	年月	年月		
① 御觸書写	(明二・一)~(明四・一〇)		七六件	(一八件)
② 御觸書帳	(明四・一)~(明五・四)		八七件	(三八件)
③ 御觸書留扣帳	(明五・三)~(明六・八)		一三三件	(四一件)
④ 御布告写	(明五・六)~(明五・八)		一六件	(八件)
合計			三二二件	(一〇五件)

この布達を明治三年から明治六年迄、年次別にみると次の通りである。

表2 年次別布達件数

月年	明治三年	明治四年	明治五年	明治六年
一月	七(二)	八(三)	二四(九)	四
二月	六	四	一一(四)	一一(三)
三月	七		一〇(五)	一〇(二)
四月	三		一〇(五)	一六
五月	六(四)		二八(一四)	一
六月	三		一六(一三)	
七月	三(二)	三(二)	一五(六)	
八月	六(二)		一四(二)	
九月	一	三(三)	一〇(五)	
一〇月	三	四(二)	二	
閏一〇月	一	一九(九)	二	
十一月	四(二)	二三(一一)		
十二月		六四(二九)	一五二(六三)	四二(四)
計	五〇(九)	三〇八(一〇五)		

これからもわかるように明治四年の三月から六月迄の四ヶ月間が欠けているもののこれらの御觸書から明治二年十一月から明治六年五月までの布達をみる事が出来る。また、前期敦賀県(明治四年十一月から明治六年一月迄)の布達数は一九六件のうち中央布達が八三件含まれている。

### 三 小浜藩・小浜県の布達

幕末における嶺南三郡の支配は小浜藩であったが、明治二年正月藩主酒井忠義は小浜藩の藩政改革を行い、役名を改正した。これによれば老役を司政、用人を参政、町奉行を市令、郡奉行を郡令、代官を司農等に改めた。当時の小浜藩民政組織は町方と郷方にわかれ、町方には南北月番交代による町奉行一人、同心一六人が置かれた。また、郷方には南北月番交代による代官所があり、代官一人、手代八人(南北共用)により村方三役を通じて在方支配が行われた。

明治二年四月版籍が奉還されると同年六月藩主忠禄(忠義を改名)が小浜藩知事となり、明治三年十月支藩鞠山藩を合併、同藩主酒井忠経が小浜藩知事となった。この期における布達は「郷方手代中」の名称で村方各組の庄屋に配布され、村々に趣旨徹底がはかられた。当時有田組は海土坂・長江・麻生野・持田・黒田・有田・大鳥羽・下夕中の各村を含んでいた。

明治三年十一月小浜藩は同年九月中央政府の藩政改革の布告をう

けて藩制度を改め、今迄の諸役を残らず廃止、新たな職制を設けた。それによると従来郡方・市方・社寺方の諸事務は戸籍掛り役所、租税掛の役所の両役所が行うこととなった。これに伴い布達の発給も両役所を通じて各組庄屋へまわされ、文書も「藩庁」名が使用されるようになった。明治四年七月廢藩置県となり小浜藩はそのまま小浜県に引継がれていくが、それに伴い発給者も「藩庁」から「県庁」となった。当時行政県は小浜県であったが「小浜」を付したものは見当たらず、わずかに同年十一月以降「元小浜県庁」の名前で発給されているが目立つ程度である。

#### 四 前期敦賀県の布達

明治四年十一月小浜県を廢して敦賀県を設置、支配地も若狭一國と越前國のうち今立・南条・敦賀の三郡を管轄することとなった。この支配地変更が「戸籍掛り役所」から有田組庄屋方へ到達したのは同年十一月廿九日であり、小浜県重役からの申論は御觸書によれば十二月十三日付となっている。また十二月廿八日付の布達では「元戸籍掛り」として第一区一番町七番屋敷に引移った旨の達しがみられ行政機構の整備も一段と進んでいることが伺われる。さらに御觸書でみる限りこの頃から主に「敦賀県庁」及び「同県庶務課」名で発給が行われている。しかし若狭三郡の事務取扱いは暫定的に元小浜県庁で行うこととした<sup>③</sup>。そして明治五年正月十四日付の敦賀県庁からの廻達によれば「先般若狭國一円諸事小浜県江可申出様相觸置

候処、此度小浜表江出張所建置候条遠敷大飯弐郡之儀従今諸願届等総而同所江可差出候事。三方郡之儀ハ更ニ敦賀本県江相附候条諸事本県江可申出事」とした。このように遠敷・大飯の二郡は小浜の出張所へ、三方郡は敦賀本県（敦賀）へ出向することとしたが、同年四月十七日廻達の三月十二日付敦賀県布達によると「小浜表出張所建置候処、今般詮議之次第モ有之ニ付来ル十五日限り廢止候条以來諸事本件江可申出事」と、三月十五日限り小浜表の出張所は廢止となった。そして、同年五月廿三日廻達の九通の布達中には壬申三月発給の敦賀県布令があり「今般出張所廢止相成候ニ付而ハ若狭國遠敷大飯兩郡共左之条々小浜城中三ノ丸元倉廩役所江可届出候事。

一、夫食貸下ヶ月割上之事、一、未年貢米未納之分上納之事、一、紛失届之事、一、盜難届之事」と一部分の事務のみ小浜表で取扱うこととした。さらに同三月の布達では「今後各区戸副長宛ニ而本県御布告類差出候間左様可心得事」とし、「長副仮規則定書」を制定し、敦賀県の第一区から第三十七区までの戸長副一覽を記している。これによると有田組は遠敷郡第十二区に属し、有田組・山内組・瓜生組の三組で一区を構成している。今、御觸書掲載の戸長副長を示すと次の通りである。

表3 敦賀県戸長副一覽（明治五年三月）

第一区	戸長 難波江村伊左衛門	副 今寺村六左衛門
第二区	戸長 高浜村 塩野いつ	副 同村魚住吉之助
第三区	戸長 岡安村 彦 作	副 美崎村四郎右衛門
第四区	戸長 下村 泉太夫	副 小倉畑村源兵衛
第五区	戸長 五十谷村谷右衛門	副 上田村仁左衛門

（次頁へ続く）

第六区	戸長	小浜町組屋六郎左衛門	同	木綿屋 伊兵衛
第七区	副 戸長	松本利兵衛	同	西津屋三右衛門
第八区	戸長	府中村内田三郎 西津 酒井忠平	副	同村 氏郎右衛門 河村・久誠
第九区	戸長	矢代浦清左衛門	副	長谷川貞一
第一〇区	戸長	遠敷村幸久高文	副	宇久浦 刀祿
第一区	戸長	井ノ口村 作太夫	副	龍前村 三太夫
第二区	戸長	松屋三左衛門	副	堤村 喜右衛門
第三区	戸長	北前川村久太郎	副	下夕中村安次郎
第四区	戸長	氣山村須磨廣之	副	倉見村 次太夫
第五区	戸長	伊藤成允	副	金山村 源三郎
右ハ 若狭国区別ケ				
第六区	副	木崎村立木九兵衛	副	竹波村新右衛門
第七区	戸長	池子町穂井孫一郎	副	最里 六右衛門
第八区	戸長	東町大和庄兵衛	副	金ヶ辻子町那須善兵衛
第九区	戸長	西浜町矢鳥八十八	副	同町山本伝兵衛
第一〇区	副	正田村中川安太郎	副	
第二区	副	横浜浦水上嘉兵衛	副	
第三区	副	今庄駅堀口孫一郎	副	
第四区	戸長	中小屋村橋本善右衛門	副	今宿村池端謙藏
第五区	副	国兼村高橋慎一	副	
第六区	戸長	白崎村岡崎伴十郎	副	藤田文内
第七区	副	貫属 町村織之丞	副	浅井謙藏
第八区	戸長	武生町 桑野彦太郎	同	馬上一免村佐々木忠左衛門
第九区	戸長	今立郡村上弥十郎	副	戸谷村清水藤兵衛
第一〇区	区長	栗田部村木津群平	副	小林清作
第二区	副	貫属 間部志津摩	副	同 小林一村
第三区	副	市野々村奥村次郎一郎	副	市上加藤甚米
第四区	副	東庄境村 蒲 五八郎	副	領家村上田弥十郎
第五区	副	横越村竹内五兵衛	副	
第六区	副	小坂村富田十右衛門	副	
第七区	副	水落村清水新右衛門	副	
第八区	副	市村 岡 庄三郎	副	月ヶ瀬村上島重兵衛
第九区	副	市村 岡 庄三郎	副	山畑 安達中藏

これからもわかるようにこの三月以降の布達数は「敦賀県庁」名のほか、戸長名が使われ有田組へは「第十二区戸長」名での配布が目立つようになった。また何よりも重要なことは三月に戸長副長が決められたにかかわらず布令の末端滲透は遅れ「是迄ハ御觸書一通二而壬申五月廿日迄廻達何処ニか相滞り候」と記している。更に同年五月十三日には各組庄屋が敦賀県庁へ呼出されると同時に十二区戸長からは五月十一日付の緊急廻状として「各村区名番号等未タ不相改村々も多有之右ハ以来諸願書届書等二書入候を怠り不相改候而ハ甚以差支候間此段能々御承知有之」よう中入れが行われた。このように新しい改革の末端への徹底は容易ではなく、行政担当者が苦勞した様子が伺え興味深い。そしてこの五月中の布達発給が年間を通じて一番多く一ヶ月に二十八件を数え、うち中央布達も十四件を含んでいる。しかし、七・八月になると廻達の遅れも到着日付からみて次第に解消されていったと思われる。

明治五年十一月には敦賀県参事藤井勉三・同権参事寺嶋直の連名による区画改正の布達が発給された。有田組の関連では第十一大区中に小十一区を置き、「従前之戸長副ヲ始村々役人相廢シ大区中に区長副ヲ置、各小区中二戸長副ヲ被置候事、但村々役人共ニ而在来取扱候書類并諸事務共悉皆其区之戸長副江引渡可申事」とした。この時期以降の布達発給は敦賀県参事・同権参事の連名の形式が多くなり、さらに区長名で申達されていた。有田村では第十一大区区長から小一区から小五区迄の戸長副への廻達として村々に布達されていた。

## 五 前期敦賀県布達の特徴

すでに「前期敦賀県の布達」で見たように、初期の敦賀県では行政組織対応の遅れが目立ち、古い慣習も手伝って近代化への歩みは紆余曲折をたどる。例えば明治五年八月廿八日下夕中より廻達された壬申七月敦賀県庁庶務課の布告によれば、辛未十二月、是迄の諸県名を削り去り敦賀県と書改めるよう指示されたにかかわらず「管内村町御高札県名書改之義兼而令布告候処、尚今日二至り張紙之俣ニ打捨置候箇所も有之哉ニ相聞候不都合之次第二候、右様不体裁箇所速ニ書改可申旨区内村村江可相達事」と厳しくその徹底をはかっている。

いま前期敦賀県の布達件数を内容別に示すと次の通りである。

表4 前期敦賀県布達件数

	庶務 (戸籍を含む)	学校 兵事	勸業	聴訟	租税	会計	合計
中央 布達	四二 (六一)	四 (四)	五 (六)	八 (一三)	九 (一一)	一五 (一六)	八三 (一一二)
県内 布達	六三 (一一二)	二 (一一)	一一 (一一)	五 (一九)	二三 (六六)	一一 (一一)	一一五 (三三八)
計	一〇五 (二二三)	六 (一五)	一六 (二八)	一六 (二八)	一三 (三三)	二六 (三七)	一九八 (三九三)

( ) 内は足羽県布達の件数

同じ時期に成立した足羽県の布達状況と比べてみると、全体の件数で足羽県の半数が前期敦賀県の布達数である。勸業や会計の分野は布達件数が少ないが足羽県の七、八割の布達数となっており、他

の分野は足羽県の四、五割の布達数となっている。このような布達状況の中にあつて、いわゆる「壬申戸籍」と呼ばれている明治五年の戸籍簿の作成については足羽県とはほぼ同じ時期に同様の取扱いで実施された状況を伺うことが出来る。いま前期敦賀県が廻達した戸籍関係の布令をみると次の通りである。

明治4・11・25 (戸籍掛) 過日被差出候戸籍帳取調候後ニ出生之者有之候者其区内取調左雛形之通相認メ来月八日迄ニ差出シ可申候 (雛形省略)

明治4・11・28 (戸籍掛) 先般戸籍掛法改正ニ付従前之宗門人別帳被廢候条自今差出不及事 (辛未十月・太政官) 右之通被仰出候ニ付来申年分案内改相廢シ生土神守札ヲ以戸籍御改相成候間老幼之差別なく其区之戸長江左之名札持参り来正中祠官祠掌之内ニ而生土神守札相受ケ何方江参候共身ヲ不雛所持可致候尤其後出生之もの者宮参り之節名札戸長江出シ證書ヲ受ケ守札可相受死失之節ハ早速戸長江相納可申候事。但守札ヲ受ルニヨリ相当之初穂ハ納ムヘシ (守札雛形略)

明治5・1・16 (鳥羽両区祠官) 当正月元日分其区内出生人并ニ死失人共其時々村々分爲差出帳面ニ記シ置左之例ニ準シ毎月末ニ可差出候以上 (凡例省略)

明治5・1・26 (1・24・敦賀県庁) 兼而御布告之通戸籍取調中來ル二月朔分五月十五日迄送籍寄留等一切不相成候条此旨可相得者也

明治5・2・10 (戸籍掛・三浦好寮) 戸籍取調ニ付相越候間左之村々

庄屋組頭不残来ル十四日朝かた八ツ半時少モ無遅刻麻生野村江相  
揃居可申候且上下二人泊り用意可致事

明治5・5・晦(当区戸副長) 行衛なし之もの当春御改之義書入ニ  
相成子細無之候得共若亦心得違ニ而改置候而帳外ニ相成候而ハ大  
変之至候ニ付為念於行衛なし有之候村方ハ行衛なしの帳面巻冊  
ツ、諸取申度候間左様御承知ニ而今晦日晩中ニ副長方江差出し相  
被成候尤認方何郡何村何番屋敷誰兄弟名何拾何才何年先キ何月何  
日今行衛不知与委細書記シ早々差出可被成候尚無村方ハ無之様書  
付書付是亦無間違差出シ可被成是非明朝日中ニ而ハ小浜江渡シ不  
申候半而ハ難相成候間其意ニ御承知可被成候外ニ五月分死生届并  
ニほうそう子届両用とも差出し候間同様差出シ可下候以上

明治5・7・20(第十二区戸長・7日敦賀県庶務課) 近來見慣ざる  
乞喰管内江立入猥リニ徘徊致候趣今般戸籍整正相成候ニ付テハ各  
区各村嚴重取締相立テ追放取計可申事

明治5・8・2(7月・敦賀県庁) 戸籍之儀ハ重キ御布告も有之当  
春來遺漏重複之弊患無之様嚴重取調相成一箇之脱漏人モ無之筈之  
処下夕方ニおいて心得違えものも不尠脱漏加籍願モ間々有之右ハ  
甚不相済次第其俣ニハ難差置越ニ候得共今般之処ハ出格寛典之訣  
ヲ以差許シ間届遣シ候条来ル八月中各区各村精々取調不申可申出  
示後期ニおくれ不届出ものハ嚴重可及処置条此旨可相心得者也  
前期敦賀県の布令から勸業についてみると既に明治四年十二月元  
小浜県庁から諸株を廃して広く職業を営むべき旨布達されている  
が、さらに明治五年には中央からの布達が矢継ぎ早やに敦賀県庁を

通じて出されている。今御觸書から有田組へ廻達された勸業布達を  
あげると次の通りである。

明治5・2月(敦賀県庁) 蚕種製造員数ヲ速ニ開申セシム(2月15  
日・大蔵省一七号)

明治5・3月(敦賀県庁) 全国諸鉦物種ヲ工部省ニ差出サシム(2  
月10日・太政官四一号)

明治5・4・25(敦賀県庁) 博覧会へ品物差出シ方(2月・京都博  
覧会社)

明治5・4月(敦賀県庁) 旧藩藩管轄中定免検見仕訳書書式ヲ定メ  
並府県管内産物表雛形ヲ改正ス(3月13日・大蔵省三七号)、別  
冊ノ通管内産物取調可届出事(4月晦・戸長)

明治5・5月(敦賀県庁) 濫製の蚕種ヲ売買スルヲ禁シ・違背ノ者  
ヲ嚴罰セシム(2月24日・大蔵省二六号)

明治5・6・7(敦賀県庁) 蚕種濫製品売買ヲ嚴禁ス(3月7日・  
大蔵省三七号)

明治5・8月(敦賀県庁) 産物取調ニ付雛形通り村々産出ノ産物精  
細取調へ差出サシム

明治5・9・16(第十二区戸長) 此度書上ノ産物取調書不都合ニ付  
至急認替差出サシム

明治5・10・4(敦賀県庁) 勸業係高谷権少属諸産取調トシテ巡  
回戸長許ニ集置ク日割ヲ達ス

明治5・10・9(第十二区戸副長) 勸業保高谷様当月十二日当区  
ニ出張ニ付熊川村へ出頭セシム

地租改正に連なる地券発行については漸く明治五年十一月になって旧役の人達を中心に取調べを指示し、第十一大区区长よりは村々耕地山林共に図面入用のため詳細取調べ、来る廿五日迄に小浜地券掛りへ提出させている。しかし地価取調べは翌六年に入っても引続き行われ、敦賀県地券掛り堀忠喬からの各区長宛への廻文によると「度々申入候通至急落成ヲ期スル義ニ付図面等御地ニ而手余り候へハ実地景況模捨スル可之分ハ至急御差出シ可被成候当地ニ而淨書取計可申候間最次便各区江御申越有之度候也」と取急ぎ苦勞している様子が伺われ、同六年三月でも区长を通じて不都合箇所を取調べを行っている。

教育に關係する布達も六件（うち中央四件）と非常に少なく明治五年初めの管内所蔵の書籍器物等の取調べや私塾を開き教導する者の戸長への届を指示している程度で、同年八月公布の「学制」などに関連する布達は岡本家の御觸書にはふれられていない。

このように行政組織の対応の遅れと合わせて中央政府の施策も不十分な形で布達され、県独自の方針も極めて弱いものとなっている。

## 六 おわりに

前期敦賀県は廃藩置県後若狭の小浜県と越前の本保・鯖江県が合併して一つの行政区となった。初代敦賀県参事には、本保県大参事熊谷直光がなり、敦賀県権参事は本保県小参事兼松貞が就任した。しかし、明治五年二月には熊谷参事は中央政府の戸籍権頭として転

出、同年三月には兼松権参事も退職、同年三月寺嶋直が敦賀県権参事、同年四月藤井勉三が敦賀県参事となった。前期敦賀県官員の出身地は足羽県と対照的に県外の出身者が殆どであった。

布達の廻達状況からみて置県当初は旧来の行政組織を使用した運営がとられたが、中央政府の新施策を実行する体制は未だ充分には確立されなかった。このことは区画改正などの布達が遅れ、徹底しなかった状況からも伺える。

足羽県が福井藩の藩政改革などを土台にしながら同県人による積極的運営がなされたのに対し、前期敦賀県は首脳陣の交代もあつて県としての積極的な方針は未確定のままわずかに戸籍、勸業などの重要課題に取り組まざるを得なかったように思われる。これらの行政的建直しは明治五年十一月の敦賀県の藤井勉三参事による足羽県との合併上中建白の形でその方向がさぐられ、明治六年一月遂に足羽県との合併が行われていった。

以上、史料紹介の域を出ていないがこれらを手がかりとして今後の研究を深めたいと考えている。先輩諸先生方の御指導をお願いしたい。

### 注

- (1) 『福井県地域史研究』第一〇号所収。
- (2) 『福井県史』資料編10・近現代一参照。
- (3) 辛未十二月敦賀県庁よりの布達。
- (4) 有田組・山内組・瓜生組の三組で一区を構成す。この村数は二三ヶ村、

戸数一二九二軒

(5) 明治六年正月廿五日各区々長への廻文